## 港湾の施設の点検診断ガイドライン(骨子)(案)

「第2回 港湾施設の点検診断及び補修等に関する総合検討会」の意見を一部反映

# 1. 本ガイドラインの位置づけ

- ① 本ガイドラインは、全ての技術基準対象施設を対象とし、他の法令の規定の適用が ある場合においては当該法令の規定によるほか、本ガイドラインを参考に点検診断 を行うものとする。
- ② 本ガイドラインは、全ての技術基準対象施設の点検が確実に実施されることを念頭に、必要な点検診断の周期及び方法等の考え方を定めるものである。
- ③ 施設の設置者等は、本ガイドラインを参考に点検診断の時期及び方法等の計画を維持管理計画等に定め、維持管理計画等に基づき適切に点検診断を行うものとする。

# 2. 点検の種類と役割

- ① 本ガイドラインでは、初回点検、日常点検、定期点検、臨時点検の方法、周期及び それぞれの診断方法等の考え方を示す。
- ② 点検の種類及び目的は表1のとおりとする。

表1 点検の種類及び目的

点検の種類		点検の目的
初回点検		維持管理計画等の策定段階において、維持管理に当たっての施設全体
		の初期状況を把握することを目的に実施する。新設の場合は、完成検査
		等で代えることができる。
日常点検		日常の巡回や港湾利用者からの情報等により、施設の変状の有無等を
		把握することを目的に実施する。
定期点検	一般定期点検診断	日常点検では把握し難い構造物や部材等の変状の有無や程度を把握
		することを目的に実施する。点検方法については、主に陸上又は海上か
		らの目視を中心として実施する。
	詳細定期点検診断	日常点検及び一般定期点検診断では把握し難い構造物や部材等の変
		状の有無や程度を把握することを目的に、一般定期点検診断より長い間
		隔で実施する。点検方法については、一般定期点検診断の方法に加えて、
		海中部を対象とするとともに、必要に応じて計測機器を活用するなど高
		度な方法により実施する。
臨時 点検	一般臨時	地震や荒天の後できるだけ早い段階で、目視調査または簡易計測を主
	点検診断	体として変状の有無や程度の把握を行う。
	詳細臨時	定期点検診断または一般臨時点検診断の結果、特段の異常が確認され
	点検診断	た場合に、あるいは想定外の異常が確認された場合に実施する。

## 3. 点検診断の計画

- ① 各施設の維持管理計画等には、点検診断の種類ごとに、点検の方法及び周期等の点 検診断の計画を策定する。
- ② 点検診断の計画は、施設の設置者が定めることを標準とし、施設の管理者及び利用者等と十分な調整を行い、効率的かつ効果的な点検診断の実施が可能となるように策定する。
- ③ 点検診断の計画の策定にあたっては、設計条件、設計供用期間、構造特性、材料特性並びに点検診断及び維持工事等の難易度、当該施設の重要度について勘案し、通常の点検を行う施設と重点的に点検を行う施設を設定の上、それぞれの施設に適切な方法及び周期を設定するものとする。

# 4. 点検診断の方法等

- (1)初回点検診断
  - ・維持管理計画等の策定にあたっての施設全体の初期状況を把握することを目的に実施するものであり、後述の詳細定期点検と同様の項目及び方法により、実施する。
  - ・新設の場合は、完成検査等で代えることができる。

### (2) 日常点検

・徒歩又は自動車等による巡回や港湾管理者等からの情報等の活用等、実施可能な方 法によって行う。

#### (3) 定期点検診断

- ①一般定期点検診断
  - ・一般定期点検診断については、5年以内ごとに1回以上実施する。重点的に点検 を行う施設については、3年以内ごとに1回以上の点検を実施する。
  - ・一般定期診断の点検項目及び方法は、構造形式に応じて、陸上又は海上からの目 視を標準とする。なお、重点的に点検を行う施設の場合は、水中部の目視等を実 施することが望ましい。

#### ②詳細定期点検診断

- ・詳細定期点検診断については、少なくとも供用期間内に1回以上実施する。
- ・重点的に点検を行う施設は、10年~15年以内ごとに1回以上実施する。
- ・詳細定期点検診断の点検項目及び方法は、施設全体の劣化状況が把握出来るよう、 陸上、海上、水中の各部位に応じた適切な方法により実施し、必要に応じて高度 な計測方法を活用することが有効である。

#### (4) 臨時点検診断

- ①一般臨時点檢診断
  - ・地震等の発生直後に施設の損傷の有無を確認するもので、一般定期点検と同様の 項目及び方法により点検診断を行うことを標準とする。

#### ②詳細臨時点検

・定期点検診断及び一般臨時点検診断等により、特段の異常があった場合に実施するもので、異常のあった部位を中心に計測機器等を用いて、詳細な点検診断を実施することを標準とする。

## 5. 点検結果の記録・保存

- ① 港湾の施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理に係る記録は、適切に記録・保存する。
- ② 点検結果の記録は、今後の維持管理に資するよう、一定の書式により記録することを標準とする。
- ③ 大量の点検データを扱うため、データベース化し、参照しやすい形式で、効率的に 保存することが望ましい。
- ④ 点検結果の記録は、当該施設を供用している期間は保存することを標準とする。なお、当該施設周辺の施設の維持管理の情報となることから当該施設の供用を完了した後においても、保存することが望ましい。

# 6. 新技術の活用

- ① 点検の省力化を図るとともに、施設の変状を的確に把握するため、モニタリング技術や非破壊検査技術の活用を検討する。
- ② 効率的な点検に資する点検技術及びモニタリング技術を紹介。

### 7. 専門技術者の活用等

- ① 点検診断の計画を策定するにあたっては、専門技術者の意見を聴取し、当該施設の 状況等に応じて、適切な計画とすることを標準とする。
- ② 点検診断の実施にあたっては、専門技術者の意見を聞くことが望ましい。特に詳細な点検診断にあたっては、劣化状況の把握及び予測を実施するため、専門技術者の意見を聴取することにより、効率的かつ効果的な点検診断の計画とする。

### 8. 人材育成、研修

- ① 施設の適切に点検診断を行い、適切に維持するためには、施設の管理者が維持管理 に関する知識を有する必要がある。
- ② 施設の管理者における維持に関する技術者を育成するため、研修等を実施する。